

富田林市教育委員会告示第 号

富田林市指定文化財の指定について

富田林市文化財保護条例（平成29年6月30日条例第22号）第6条第5項の規定に基づき、下記のを富田林市指定文化財に指定するので告示する。

令和2年 月 日

富田林市教育委員会

教育長 山口 道彦

	区分・種別	名称・員数		所在地	所有者
①	有形文化財 考古資料	廿山南古墳 出土遺物	廿山南古墳 出土遺物一括	富田林市常盤町 1番1号	富田林市
②	有形文化財 書跡・典籍 古文書	仲村家文書	4,649点	富田林市富田林町	個人
		附、書籍	903点		
		板木	17点	富田林市常盤町 1番1号	富田林市
		印鑑	3顆		
		氏子札	1点		
		酒造関係 等証札類	23点		

① 廿山南古墳出土遺物

【名称】	廿山南古墳出土遺物
【員数】	廿山南古墳出土遺物一括
【文化財種別】	考古資料
【時代】	古墳時代
【所有者】	富田林市

指定理由

廿山南古墳は、6世紀前半に造られた円墳と考えられ、発掘調査によって鉄製品や玉類、土器などの副葬品が出土した。これらの副葬品は埋葬当時の状態をほぼ保ったまま見つかり、当時の葬送儀礼の過程を垣間見ることができる。

中でも特筆すべきは重層ガラス玉で、詳細な科学分析により西方アジアからもたらされたことが分かっており、極めて貴重なものである。

これら一括資料は古墳時代の南河内を考えるうえで重要な位置を占めるとともに、当時の対外交流を物語る資料的価値の極めて高いものである。



重層ガラス玉



須恵器脚付有蓋壺



石製玉類・ガラス製玉類・金環



鉄製刀子・鏃・絞具



鉄製太刀

②仲村家文書

【名称及び員数】	仲村家文書 4,649点 附 書籍903点、板木17点、印鑑3顆、 氏子札1点、酒造関係等証札類23点
【文化財種別】	書跡・典籍・古文書
【時代】	江戸時代～昭和
【所有者】	個人・富田林市

指定理由

仲村家は、江戸時代に河内国における酒造の中心を担った家であり、本文書に含まれる酒造関係資料は、富田林村酒造業の河内国における位置づけ、さらには河内国酒造業の特質の一端を理解するうえで欠かせないものである。

また、町の生活や家族に関する記録は内容が豊富で、富田林地域の町家における生活の具体相をうかがうことができるほか、冠婚葬祭資料は、在郷町上層商家における儀礼と社会との関係性や、背景としての熟成した在郷町文化の様子についても理解を深めるもので、幕末期在郷町の文化・経済・社会等の各面にわたって数多くの知見を得ることができる。

以上のことから、本文書は本地域の生活史・地域史の分野において極めて貴重な資料である。



古文書



板木(印影)



酒造関係等証札類



書籍

令和2年2月17日

富田林市教育委員会
教育長 山口 道彦 様

富田林市文化財保護審議会
会長 中村 浩道



富田林市指定文化財指定候補について（答申）

令和2年1月10日付け富教文第702号で諮問のありました富田林市指定文化財の指定について、下記のとおり答申します。

記

次の文化財は、調査を実施し検討した結果、歴史的学術的にも貴重なものであることが確認されたので、富田林市文化財保護条例第6条の規定により、富田林市指定文化財として指定することが適当であると認めます。

区分・種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 考古資料	廿山南古墳 出土遺物	廿山南古墳 出土遺物一括	富田林市常盤町 1-1	富田林市

【所見】

廿山南古墳は、6世紀前半に造られた円墳と考えられ、墳頂部から見つかった鉄製品や玉類、土器などの副葬品は、埋葬時の状態をほぼ保っていた。これらは3つの段階に分けて副葬されており、当時の葬送儀礼の過程を垣間見ることができる。

玉類に重層ガラス玉が含まれていたことは特筆すべきことであり、詳細な科学分析によって西方アジア産である可能性が指摘できた意義は大きい。当時の対外交流を物語る資料的価値の高いものであり、今後の研究における標識資料にもなり得るであろう。

以上のことから、これらの一括資料は古墳時代の南河内を考えるうえで重要な位置を占めており、本市指定文化財として妥当であることを認める。

令和2年2月17日

富田林市教育委員会
教育長 山口 道彦 様

富田林市文化財保護審議会
会長 中村 浩道



富田林市指定文化財指定候補について（答申）

令和2年1月10日付け富教文第705号で諮問のありました富田林市指定文化財の指定について、下記のとおり答申します。

記

次の文化財は、調査を実施し検討した結果、歴史的学術的にも貴重なものであることが確認されたので、富田林市文化財保護条例第6条の規定により、富田林市指定文化財として指定することが適当であると認めます。

区分・種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 書跡・典籍・ 古文書	仲村家文書	4,649点	富田林市	仲村良二
	附、書籍 板木 印鑑 氏子札 酒造関係 等証札類	附、書籍903点、 板木17点、 印鑑3顆、 氏子札1点、 酒造関係等 証札類23点	富田林町16-31 富田林市 常盤町1-1	

【所見】

仲村家は江戸時代、佐渡屋と号した酒造家で、富田林だけでなく河内全体における酒造の中心を担った家であり、本文書に含まれる酒造関係資料は、富田林村酒造業の河内国における位置づけ、さらには河内国酒造業の特質の一端を理解するうえで欠かせないものである。

また、町の生活や家族に関する記録は数量のみならず内容も豊富で、在郷町富田林地域の町家における生活の具体相をうかがうことができるほか、冠婚葬祭資料は、幕末期在郷町上層商家における人の再生産のあり方とともに、儀礼と社会との関係性や、背景としての熟成した在郷町文化の形相についても理解を深めるものである。これらの大量の私文書群は、本文書の最も大きな特徴をなしており、幕末期在郷町の文化・経済・社会等の各面にわたって数多くの知見を得ることができる。

以上のことから、本文書は本地域の生活史・地域史の分野において極めて貴重な資料であり、本市指定文化財として至当であることを認める。

なお、所蔵書籍は富田林在郷町の文化教養をうかがう資料として、板木や印鑑類は酒造業を視覚的に示すモノとして、文書群を補足する資料であることから「附」として指定されることが妥当であると認める。